

第2期嵐山町特定健康診査等 実施計画を策定しました

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成20年度から医療保険者に糖尿病等の生活習慣病に着目した特定健診及び特定保健指導の実施が義務づけられました。

嵐山町国民健康保険（国保）でも40歳から74歳までの被保険者に対して「特定健康診査等実施計画」に添って、特定健診・特定保健指導を実施してきました。

特定健康診査・がん検診に関するアンケート調査結果を参考に、第1期の5年間の成果を評価・分析しました。第2期計画では見えてきた現状と課題をふまえ、引き続き生活習慣病の発症、重症化予防に取り組んでいきます。＊アンケート調査結果等については町ホームページをご覧ください。

嵐山町の現状と課題

- ①特定健康診査受診率は**28.9%**（平成23年度）、横ばい傾向で県・全国平均を下回っている。特に**40、50歳代**が低い。
- ②健康実態として**高血圧**のリスクを持つ人が多く、重症化につながっている。
- ③**55歳**を境に肥満・血糖・血圧のリスクが増加。

- ・特定健診の必要性を住民に訴え、**受診率向上を目指します！**
- ・個々のライフスタイルに応じた**保健指導を実施していきます！**

計画の目標値

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定健康診査受診率 （または結果把握率）	40%	45%	50%	55%	60%
特定保健指導実施率	20%	30%	40%	50%	60%
メタボリックシンドロームの 該当者及び予備軍の減少率	—	—	—	—	25%



嵐山町マスコットキャラクター「むさし嵐丸」

特定健診・保健指導の年間スケジュール

実施スケジュールについてはおおむね次のとおりです。

	平成25年度				平成26年度		
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
健診の案内（広報等）	↔						
受診券送付	↔						
健診の実施		↔					
保健指導の実施			↔				

評価及び見直し

毎年度、事業目標に係る達成状況の確認を行うとともに、健診結果や生活習慣の改善状況等も把握しながら、実施体制・保健指導方法などの評価と検証を行います。

実施計画は町ホームページに掲載しています。

問合せ 健康いきいき課 健康管理担当 ☎62-0716

嵐山町地域防災計画を改訂しました

町では、平成23年3月の東日本大震災から得た教訓や平成23年11月に修正された「埼玉県地域防災計画」を踏まえ、また近年の異常気象による風水害に備えるため、嵐山町地域防災計画を改訂しました。

今後は、この計画に基づき、町民・行政区・自主防災会による自助・共助の取り組みを強力に推進していきます。さらに、町と防災関係機関による公助の体制を整え、地域の防災力を強化していきます。



東日本大震災で多発した地すべり被害

嵐山町地域防災計画及び嵐山町人権施策基本方針は役場1階ロビー・2階地域支援課・町立図書館・ふれあい交流センターのほか、町ホームページでもご覧になれます。

改訂の主なポイント

- 想定する地震被害の見直し
嵐山町が最も被害を受ける地震を「西埼玉地震」から「深谷断層地震」に変更しました。
 - 東日本大震災から得た教訓
災害対策の拠点となる役場庁舎の通信・電源・燃料を確保できる体制を強化していきます。また、電話が通じない状態を見越し、震度5弱以上で全職員が自主的に参集するよう改めました。
 - 「公助」から「自助」「共助」へ
町や防災関係機関による「公助」中心の計画を個人や行政区・自主防災会により「助け合う」「支え合う」といった「自助」「共助」中心の計画に改めました。
 - 高齢者や女性への配慮
高齢者や障がいのある方、また女性や乳幼児に配慮した災害備蓄品や福祉避難所の確保などを優先的に進めていきます。
- 問合せ
地域支援課 地域支援・人権推進担当 ☎62-2152

嵐山町で想定される地震被害

	旧計画	新計画
想定する地震	西埼玉地震	深谷断層地震
規模	M6.9 震度5強	M7.5 震度7
建物被害	全壊17棟	全壊463棟
	半壊32棟	半壊1,349棟
焼失建物数	0棟	422棟
死者数	1人	28人
重傷者	2人	37人
軽傷者	26人	211人
1日後避難者数	85人	4,106人
1日後断水人口	0人	11,693人
帰宅困難者	7人	2,937人

嵐山町人権施策基本方針を策定しました

21世紀は、「人権の世紀」と呼ばれています。しかしながら、児童・高齢者・女性・障害者への虐待や暴力、インターネットや携帯電話による差別といった新たな人権侵害が起きるなど、人権問題は、複雑多様化しています。このような社会情勢の変化に対応し、人権尊重社会の実現を図るため、「（改定）埼玉県人権施策推進指針」並びに「第5次嵐山町総合振興計画」を踏まえ、「嵐山町人権施策基本方針」を策定しました。

「嵐山町人権施策基本方針」の概要

1 基本理念

「あらゆる差別をなくし、一人ひとりが人権を尊重し合い自由と平等にあふれた平和で明るい社会を築く」

2 計画の期間

長期的な視点に立ち持続的な取り組みが必要であることから平成25年（2013年）4月から、概ね10年を見通したものとします。

3 施策の推進方向

- あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
- 相談・支援の推進
- 町民、企業、NPO等と協働した地域づくり

問合せ

地域支援課 地域支援・人権推進担当 ☎62-2152